

忘年会の季節！ **3010** 運動にご協力を

宴会時の食べ残しを減らし、食品ロスを削減する「3010(さんまるいちまる)運動」の呼びかけ・実践にご協力ください。
1人1人が「もったいない」を心がけ、宴会を楽しみながら、食品ロスを削減しましょう。

[3010運動]
◆乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しむ
◆お開き10分前は自分の席に戻り、再度料理を楽しむ
☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750

清瀬市プレミアム付商品券の交付申請は12月27日まで

清瀬市プレミアム付商品券交付申請書の申請期限は12月27日(金)です。申請後の審査で要件に該当した場合にのみ購入引換券を送付します。
また、平成28年4月2日から令和元年9月30日まで生まれの子どもがいる世帯向け購入引換券の発

送は、11月15日に終了しました。
☎①平成31年度住民税非課税世帯対象者の審査に関すること＝清瀬市プレミアム付商品券コールセンター ☎0120-952-342②購入引換券及び商品券の使用に関すること＝産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

～人権について改めて考えてみませんか～ 12月4日から10日までは人権週間

昭和23年12月10日、国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、人権週間が定められ、全国で人権尊重思想の普及・啓発のための取り組みが行われています。市内では人権擁護委員による啓発活動を清瀬駅で行います。
☎12月4日(水)午後4時～☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808
◆市内小・中学校での取り組み
【人権の花運動】協力や助け合いによる花の栽培をとおして、豊かな人権感覚を身に付けていこうとするものです。今年度は三小・四

小の児童が人権の花を育てました。
【全国中学生人権作文コンテスト東京都大会】人権尊重の重要性や必要性について理解を深めることなどを目的に、中学生が日常の家庭生活、学校生活、グループ活動などのなかで得た体験を題材として作文を書きました。市の代表作品として三中2年矢部一樹さんの「難民の希望」が選ばれました。
【子どもたちからの人権メッセージ】すべての子どもが人として生きる権利を尊重され、必要な保護と援助が与えられるように、平成元年の国連総会で採択された『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』を広めるため、「子どもたちからの人権メッセージ発表会」が毎年開催されています。今年度はルネこだいら(小平市美園町一丁目)で開催され、市代表として八小6年香川美来さん(「良い世界を作るために」)、十小6年下平結衣さん(「よりよい未来へ」)が発表しました。



「立科山荘スキーツアー」& 「スキー&スノーボードバス運行」

清瀬駅前発着スキーツアーを開催します(2泊3日4食付き)。ツアー時間に合わせて、立科山荘から白樺高原国際スキー場・しらかば2in1スキー場までの往復送迎を行います。①レッスンありプラン(白樺高原国際スキー場でのスキーレッスンのみ)と②レッスンなしプランを選べます。
☎第1回＝令和2年1月24日(金)午後7時15分～26日(日)午後5時30分(予定)、第2回＝令和2年2月7日(金)午後7時15分～9日(日)午後5時30分(予

定)費①おとな29,800円、小学生24,500円、②おとな25,200円、小学生19,500円(①・②とも宿泊費・バス代・保険料、①はレッスン料含む) ☎☎清瀬市立科山荘 ☎0267-51-2300へ
※詳しくは立科山荘ホームページまたは上記へお問い合わせください。
※スノーボードはしらかば2in1スキー場のみ。



マイナンバーカードと電子証明書の有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを使用してe-Taxなどを利用している方や、令和2年2月1日に開始するコンビニ交付の利用を予定している方は、マイナンバーカードとカードに搭載されている電子証明書が有効であることをご確認ください。
マイナンバーカードの有効期限は、発行時に20歳以上だった方は発行の日から10回目の誕生日まで、20歳未満だった方は発行から5回目の誕生日までです。カードの有効期限はカードの表面に記載されています。
電子証明書はいずれも発行の日から5回目の誕生日までです。電子証明書の有効期限は公的個人認証サービスポータルサイト(☎https://www.jpki.go.jp)からご確認ください。
◆住所や氏名の変更などの届出をされた方
転居・転入・氏名変更などを伴う届出をした場合、電子証明書が使用できなくなっていることがあります。新規発行をご希望の方は

マイナンバーカードを持参し、市民課窓口でお手続きください。
◆有効期限が近くなったら
有効期限の3か月前から更新が可能です。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じ場合はカードの更新手続きを行ってください。
◆マイナンバーカードの更新
市民課・松山出張所・野塩出張所でマイナンバーカード交付申請書を取得し、申請してください。カード作成には1か月程度かかります。すでに、有効期限切れのお知らせが届いている方は、同封の申請書をご利用ください(オンライン・証明写真機での申請のみ)
◆電子証明書の更新
マイナンバーカードを持参し、市民課窓口へ(電子証明書の新規発行・更新は本人のみ手続き可能。また、手続きにはカード交付時に設定した暗証番号が必要)
☎市民課住民係 ☎042-497-2037
※詳しくは上記へお問い合わせまたは市ホームページへ。



自立支援医療費制度・精神障害者保健福祉手帳制度の「更新のお知らせ」の送付を終了しました

これまで自立支援医療費(精神通院)制度及び精神障害者保健福祉手帳制度の有効期間満了日の3か月前に対象者へ「更新のお知らせ」を送付していましたが、平成31年4月1日より送付を終了しました。

更新開始月は自立支援医療受給者証(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の有効期限満了日を確認し、更新期間内に申請してください。☎障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

シニアヨガ

☎市内在住の55歳以上の方。定員50人(応募者多数の場合は抽選。結果は12月24日(火)までに発送予定) ☎令和2年1月27日(月)・2月3日(月)・10日(月)・17日(月)、3月9日(月)午前9時30分～11時30分(全5回) ☎アミューホール ☎日本カルチャーヨガ協会 高橋登希恵氏 ☎☎12月13日(消印有効)までに

往復はがきの返信用(表)に申込者の住所・氏名、往信用(裏)に講座名・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号を記入し、〒204-0021清瀬市元町1-2-11 生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001へ
※10月1日から郵便料金が増えています。ご注意ください。

市内の住宅工事業業者(職人さん)を紹介

「清瀬市住宅工事あっせん事業協力会」では、市で受け付けをした方に、協力会の職人さんを紹介しています。協力会には大工・土木・インテリアなどさまざまな工

事に携わる職人さんがいます。見積もりのみでも相談に応じますので、ぜひご利用ください。
☎産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

「情報公開制度」と「保有個人情報開示制度」

①情報公開制度とは
市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。
②保有個人情報開示制度③保有特定個人情報開示制度とは
市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが②保有個人情報、含むものが③保有特定個人情報です。
【開示決定】原則請求を受けた日

の翌日から14日以内(保有特定個人情報の開示請求については30日以内)に開示・一部開示・非開示の決定を行い、決定通知書で通知します
【手数料】無料(写しの作成費用や郵送料は実費負担)
【請求方法】①は直接窓口または郵送、ファクスで、②③は本人であることを証明できる書類(運転免許証や健康保険被保険者証など)を、②は1点、③は2点持参し、直接文書法制課文書法制係 ☎☎文書法制課文書法制係 ☎042-497-2031